

民事訴訟の口頭弁論に ウェブ会議で参加できる ようになります

令和6年
3月1日
施行

令和4年5月に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律は、令和8年5月までの間に段階的に施行されます。令和6年3月1日には、民事訴訟の口頭弁論にウェブ会議を利用して参加すること等を可能とする改正が施行されます。



民事訴訟では、「口頭弁論」にもウェブ会議を利用して参加することが可能に



民事訴訟において裁判所で行われる手続には種類があり、そのうち、「弁論準備手続」や「和解期日」などについては、現在もウェブ会議（映像と音声付きの方法）や電話会議を利用して参加することができますが、公開の法廷で行われる「口頭弁論」に参加するためには、裁判所に実際に出席する必要がありました。

令和6年3月1日からは、民事訴訟の当事者は、裁判所に実際に出席しなくても、ウェブ会議を利用して「口頭弁論」に参加できるようになります。

令和4年5月18日に成立し、同月25日に公布された民事訴訟法等の一部を改正する法律は、民事訴訟手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものにするために、民事訴訟手続の総合的な見直しなどを行うものです。

改正の内容は多岐にわたり、順次施行されますが、ここでは、令和6年3月1日に施行される民事訴訟の口頭弁論にウェブ会議を利用して参加すること等を可能とする改正について、Q&A形式で解説します。



民事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、今回（令和6年3月1日）施行される内容は、どのようなものですか。



民事訴訟について、口頭弁論にウェブ会議によって参加することを可能とする改正や、決定で完結する事件の主張整理のために行われる審尋にウェブ会議や電話会議によって参加することを可能とする改正が施行されます。

なお、証人尋問や当事者尋問をウェブ会議によって実施するための要件を緩和する改正もされていますが、その改正は、今回ではなく、令和8年5月24日までの政令で定める日に施行されます。



民事訴訟では、これまで、ウェブ会議を利用して手続に参加することはできなかったのですか。



争点や証拠の整理のために裁判所が当事者（その事件の原告・被告）と打合せ等をする手続（「弁論準備手続」など）や和解のための協議をする手続（「和解期日」）については、現在もウェブ会議（映像と音声付きの方法）や電話会議を利用して参加することができます。



これに対し、公開の法廷で行われる「口頭弁論」に参加するためには、これまでは、裁判所に実際に出頭する必要がありました。今回施行される改正は、民事訴訟の当事者について、裁判所に実際に出頭しなくても、ウェブ会議を利用して「口頭弁論」に参加できるようになるというものです。



どのような場合に、ウェブ会議を利用して口頭弁論に参加できるのですか。



裁判所が当事者の意見を聴いて相当と認めたときは、ウェブ会議での参加を希望する方は裁判所に現実に出頭せずに、ウェブ会議によって口頭弁論に参加することができるようになります。



電話で口頭弁論に参加することはできますか。



音声のみならず映像の送受信ができることが必要となりますので、電話で参加することはできません。

また、映像の送受信ができることが必要ですので、カメラ機能を有効にした状態で参加していただく必要があります。



ウェブ会議を利用して行われている口頭弁論を傍聴するには、どうすればよいですか。



口頭弁論は、これまでどおり、裁判所の法廷の傍聴席で傍聴することができます。

ウェブ会議によって参加している方の様子についても、法廷にモニターを設置するなどして、法廷の傍聴席から分かるようにすることが予定されています。



離婚訴訟についても、ウェブ会議を利用して口頭弁論に参加することができるようになるのですか。



離婚訴訟などの人事訴訟の口頭弁論にウェブ会議を利用して参加することを可能とする改正もされていますが、この改正については、民事訴訟の口頭弁論にウェブ会議を利用することを可能とする改正の施行日（令和6年3月1日）から1年6月以内の政令で定める日から運用することとされており、実際に人事訴訟の口頭弁論にウェブ会議に参加することができるようになる時期は、別途、政令によって決められることになります。

なお、人事訴訟において裁判所で行われる手続についても、弁論準備手続や和解のための協議の期日には、現在もウェブ会議や電話会議を利用して参加することができます。もっとも、和解を成立させるためには、実際に裁判所に出頭する必要がありますでしたが、ウェブ会議によって和解の成立も可能にする改正がされており、この改正は、令和7年5月24日までの政令で定める日に施行されます。





法務省民事局参事官室

TEL 03-3580-4111 (代)

法務省ホームページ

<https://www.moj.go.jp>

改正の内容については次のホームページをご覧ください。

- 「民事訴訟法等の一部を改正する法律について」

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00316.html

